

清流

第3回学校運営協議会

- 校長が作成する学校運営の基本的な方針を承認する。
- 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができる。
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、任命権者(熊本県教育委員会)に意見を述べるができる。

これらは、学校運営協議会の役割として法的(地方教育行政の組織及び運営に関する法律四十七条の六)に示された主なものです。また、学校運営協議会が設置されている学校のことをコミュニティ・スクールということは、何度かお伝えしてきました。上記の主な役割をお読みいただくと、学校運営協議会が、少し前なら考えられなかったような権限をもった協議会であることがお分かりいただけるとと思います。

さらに、平成29年4月に上記の法律は改正され、さらに前進しました。その中には、次の二つの事項が加えられています。

- 学校運営協議会の設置は、(町)教育委員会の努力義務であること
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することは、学校運営協議会の努力義務であること

少しややこしい話になりますが、甲佐小は熊本版コミュニティスクールとして学校運営協議会を設置しています。これは、本来のコミュニティ・スクールとは異なり、上記法に裏付けされた組織ではないのです。しかし、上記のような法改正を受けて、甲佐小のコミュニティ・スクールも熊本版から法的に裏付けされたものに移行していくことは時間の問題です。したがって、協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することについても、できる部分から取り組んでいく必要があるでしょう。

そこで今回は、先日(3月3日(日)授業参観日)開催されました、今年度3回目となる学校運営協議会の協議内容について概要をお知らせします。(協議会の記録はHPにアップしています)

協議の中心は「学校関係者評価」でした。その日に行った学校側からの教育活動の説明に加え、子どもたちや保護者の方々に回答していただいたアンケート結果、教師の自己評価、そして委員の方々が見てこられた日頃の学校や子どもたちの様子、加えて地域からの評判等を元に、委員の方々(学校関係者)に、保護者向けアンケートと同様の16項目について評価をしていただいたのです。その結果については裏面に掲載させていただきます。

ご覧頂いてお分かりのように、おおむね良好な評価を頂くことができました。A評価(充実している)が10項目、B評価(まあまあである)が6項目で、C評価(改善の余地がある)とO評価(評価できない)はありませんでした。しかし、「楽しくわかる授業を行っていると感じますか。」や「いじめや差別のない集団をつくっていると感じますか。」「家庭や地域と連携・協力していると感じますか。」等の重要な項目においてB評価であることはとても気になります。これらがB評価になっている一因は、教師の自己評価が低い傾向にあったことのようにです。比較的に見て、教師はどうしても自己評価が厳しくなる傾向があるのは事実です。それに加え、様々な取組はしてきたものの、目の前の児童の実態が、胸を張って誇れる状況にないことも低い評価につながったようです。したがって、今後も努力が必要であることは間違いありません。今回の結果を真摯に受け止め、子どもたちの姿が今以上に良くなること、そして、その結果により学校への評価が高まるよう頑張っていきたいと思っております。

お願いしたいこととして、子どもたちの姿を向上させるには、学校の教育だけでは限界があるのも事実です。ぜひ、ご家庭や地域でも、私が日頃からお伝えしておりますような、教育や子育てについての方向性(ベクトル)を揃え、学校と家庭・地域が同じ方向を向いて、ともに頑張っていけたらと思っています。

学校運営協議会委員の皆様方、ご協力ありがとうございました。